

香川県条例第15号

香川県健康生きがい中核施設条例の廃止等に関する条例

(香川県健康生きがい中核施設条例の廃止)

第1条 香川県健康生きがい中核施設条例（平成10年香川県条例第21号）は、廃止する。

(香川県健康生きがい中核施設条例の一部改正)

第2条 香川県健康生きがい中核施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																										
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県立大川圏域健康生きがい中核施設</td> <td style="text-align: center;">さぬき市</td> </tr> </table> <p>別表（第4条、第5条関係）</p> <p>香川県立大川圏域健康生きがい中核施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	名称	位置	香川県立大川圏域健康生きがい中核施設	さぬき市	略	<p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者をはじめ県民1人1人の健康づくり、生きがいづくり及びふれあいづくりを支援するため、香川県健康生きがい中核施設（以下「中核施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県立大川圏域健康生きがい中核施設</td> <td style="text-align: center;">さぬき市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>香川県立坂出・宇多津圏域健康生きがい中核施設</u></td> <td style="text-align: center;"><u>綾歌郡宇多津町</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設</u></td> <td style="text-align: center;"><u>三豊市</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>香川県立小豆圏域健康生きがい中核施設</u></td> <td style="text-align: center;"><u>小豆郡小豆島町</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>香川県立高松圏域健康生きがい中核施設</u></td> <td style="text-align: center;"><u>木田郡三木町</u></td> </tr> </table> <p>別表（第4条、第5条関係）</p> <p>1 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 香川県立坂出・宇多津圏域健康生きがい中核施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">10,800円</td> </tr> <tr> <td><u>リハーサル室</u></td> <td style="text-align: center;">1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>大楽屋</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">400円</td> </tr> <tr> <td>小楽屋</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>個室楽屋</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">1,600円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">1,600円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	香川県立大川圏域健康生きがい中核施設	さぬき市	<u>香川県立坂出・宇多津圏域健康生きがい中核施設</u>	<u>綾歌郡宇多津町</u>	<u>香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設</u>	<u>三豊市</u>	<u>香川県立小豆圏域健康生きがい中核施設</u>	<u>小豆郡小豆島町</u>	<u>香川県立高松圏域健康生きがい中核施設</u>	<u>木田郡三木町</u>	略	施設	単位	金額	ホール	1時間当たり	10,800円	<u>リハーサル室</u>	1時間当たり	1,000円	大楽屋	1時間当たり	400円	小楽屋	1時間当たり	200円	個室楽屋	1時間当たり	200円	視聴覚室	1時間当たり	1,600円	会議室	1時間当たり	1,600円
名称	位置																																										
香川県立大川圏域健康生きがい中核施設	さぬき市																																										
略																																											
名称	位置																																										
香川県立大川圏域健康生きがい中核施設	さぬき市																																										
<u>香川県立坂出・宇多津圏域健康生きがい中核施設</u>	<u>綾歌郡宇多津町</u>																																										
<u>香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設</u>	<u>三豊市</u>																																										
<u>香川県立小豆圏域健康生きがい中核施設</u>	<u>小豆郡小豆島町</u>																																										
<u>香川県立高松圏域健康生きがい中核施設</u>	<u>木田郡三木町</u>																																										
略																																											
施設	単位	金額																																									
ホール	1時間当たり	10,800円																																									
<u>リハーサル室</u>	1時間当たり	1,000円																																									
大楽屋	1時間当たり	400円																																									
小楽屋	1時間当たり	200円																																									
個室楽屋	1時間当たり	200円																																									
視聴覚室	1時間当たり	1,600円																																									
会議室	1時間当たり	1,600円																																									

第1アトリエ	1時間当たり	1,200円
第2アトリエ	1時間当たり	900円
第1研修室	1時間当たり	500円
第2研修室	1時間当たり	500円
和室	1時間当たり	1,700円
ビデオ編集室	1時間当たり	1,000円
附属設備及び器具	別に規則で定める額	

3 香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設

施設	単位	金額
ホール	1時間当たり	13,000円
イベントホール	1時間当たり	2,550円
第1楽屋	1時間当たり	200円
第2楽屋	1時間当たり	400円
個室楽屋	1時間当たり	100円
マルチメディア研修室	1時間当たり	900円
クラフト工房	1時間当たり	1,050円
調理室	1時間当たり	1,800円
第1会議室	1時間当たり	900円
第2会議室	1時間当たり	900円
第3会議室	1時間当たり	750円
和室	1時間当たり	1,050円
附属設備及び器具	別に規則で定める額	

4 香川県立小豆圏域健康生きがい中核施設

施設	単位	金額
浴場	1人につき1回	800円
	1人につき1年間	5万円
多目的ホール	1時間当たり	6,500円
会議室	1時間当たり	500円
第1和室	1時間当たり	700円
第2和室	1時間当たり	600円
トレーニングルーム	1人につき1回	200円
	1人につき1年間	15,000円
附属設備及び器具	別に規則で定める額	

5 香川県立高松圏域健康生きがい中核施設

施設	単位	金額
情報発信工房	1時間当たり	3,000円
第1パーソナルサイト	1時間当たり	300円
第2パーソナルサイト	1時間当たり	300円
第1会議室	1時間当たり	1,800円
第2会議室	1時間当たり	2,400円
陶芸室	1時間当たり	2,400円
健康増進室	1時間当たり	2,400円
トレーニング室	1人につき1回	400円
	1人につき1月間	4,000円
	1人につき3月間	8,000円
工芸室	1時間当たり	1,800円
創作工房	1時間当たり	2,400円
健康福祉室	1時間当たり	900円
調理実習室	1時間当たり	1,800円
第1学習室	1時間当たり	1,800円
第2学習室	1時間当たり	2,400円
研修室	1時間当たり	1,800円
ギャラリー	1時間当たり	600円
和室大広間	1時間当たり	900円
和室研修室	1時間当たり	300円
エントランスホール展示コーナー	1時間当たり	600円
附属設備及び器具	別に規則で定める額	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成22年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び次項中第1の表の改正部分は、平成22年4月1日から施行する。
(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前																		
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～33 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>34 略</td> <td>さぬき市</td> </tr> <tr> <td>(1)～(3) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>35～55 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～33 略		34 略	さぬき市	(1)～(3) 略		35～55 略		<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～33 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>34 香川県健康生きがい中核施設に係る事務のうち、次に掲げるもの(1)～(3) 略</td> <td>さぬき市 三豊市 小豆島町 三木町 宇多津町</td> </tr> <tr> <td>35～55 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～33 略		34 香川県健康生きがい中核施設に係る事務のうち、次に掲げるもの(1)～(3) 略	さぬき市 三豊市 小豆島町 三木町 宇多津町	35～55 略	
事 務	市 町																		
1～33 略																			
34 略	さぬき市																		
(1)～(3) 略																			
35～55 略																			
事 務	市 町																		
1～33 略																			
34 香川県健康生きがい中核施設に係る事務のうち、次に掲げるもの(1)～(3) 略	さぬき市 三豊市 小豆島町 三木町 宇多津町																		
35～55 略																			

第2

改正後	改正前												
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～33 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>34及び35 削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～33 略		34及び35 削除		<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～33 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>34 香川県健康生きがい中核施設に係る事務のうち、次に掲げるもの (1) <u>地方自治法第238条の4第7項の規定による許可</u> (2) <u>地方自治法第238条の4第9項の規定による許可の取消し</u> (3) <u>香川県健康生きがい中核施設条例(平成10年香川県条例第21号)の施行のための規則に基づく</u></td> <td>さぬき市</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～33 略		34 香川県健康生きがい中核施設に係る事務のうち、次に掲げるもの (1) <u>地方自治法第238条の4第7項の規定による許可</u> (2) <u>地方自治法第238条の4第9項の規定による許可の取消し</u> (3) <u>香川県健康生きがい中核施設条例(平成10年香川県条例第21号)の施行のための規則に基づく</u>	さぬき市
事 務	市 町												
1～33 略													
34及び35 削除													
事 務	市 町												
1～33 略													
34 香川県健康生きがい中核施設に係る事務のうち、次に掲げるもの (1) <u>地方自治法第238条の4第7項の規定による許可</u> (2) <u>地方自治法第238条の4第9項の規定による許可の取消し</u> (3) <u>香川県健康生きがい中核施設条例(平成10年香川県条例第21号)の施行のための規則に基づく</u>	さぬき市												

36～55 略	

事務で規則で定めるもの	
35	削除
36～55 略	